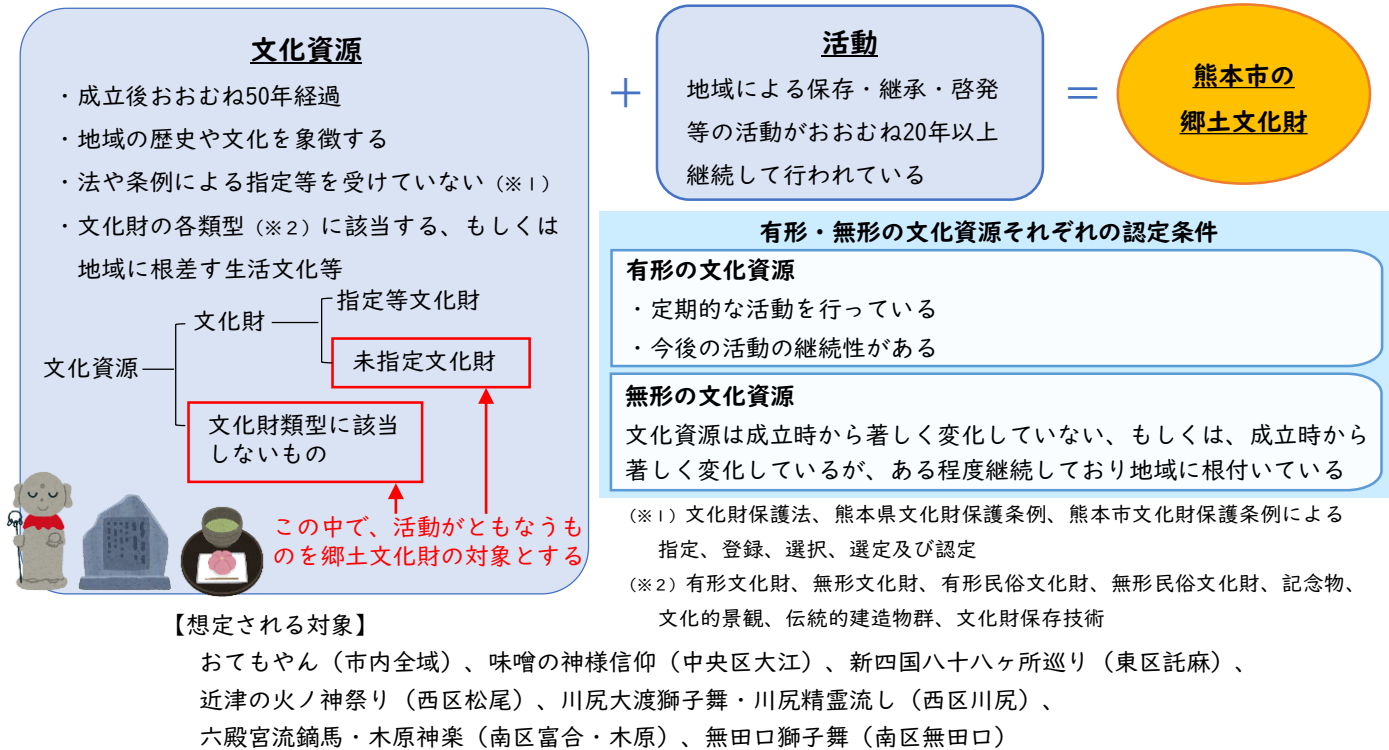


1 郷土文化財制度の目的

地域の貴重な文化資源を郷土の宝として顕彰し、次世代を担う子どもたちはもとより、市民の郷土への誇りと愛着を深めることで後世への継承を行い、まちづくりへ活かすことを目的としています。

2 郷土文化財の認定条件

この制度では、地域に慣れ親しまれ、地域で保存、継承、啓発等の活動により大切に守られている文化資源を候補として認定を行います。



3 指定文化財と郷土文化財制度の違い

郷土文化財制度は、指定文化財制度よりも緩やかな認定による制度

- ・ 現状変更は届出制、認定取消は所有者等からの申請で可能
- ・ 地域住民とともに、より効果的な広報を熊本市が行う
- ・ 管理に必要な経費は所有者等の負担（要望に応じて民間の助成等を案内）

4 情報発信の方法

- ・ 市のHP上で周知
- ・ 看板の設置
- ・ パンフレットの制作、配布
- ・ QRコードの設置 など

5 これまでと今後の予定

令和2年	8/25	文化財保護委員会にて概要説明
	9/29	文化財保護委員会にて内容精査
	11/20	文化財保護委員会へ諮問し制度内容確定
	11/26	教育委員会会議へ報告
	12月	第4回定例会 教育市民委員会所管事務報告
令和3年	1月	熊本市郷土文化財制度実施要綱施行及び公募開始
	5月	申請締め切り これ以降第1回認定を予定